

第七回国会 衆議院 電氣通信委員會會議録 第十二号

(六〇二)

昭和二十五年四月七日(金曜日)
午後一時二十六分開議

出席委員

- 委員長 辻 寛一君
- 理事 飯塚 定輔君 理事 高橋 三郎君
- 理事 中村 純一君 理事 橋本登美三郎君
- 理事 松本 善清君 理事 受田 新吉君
- 理事 江崎 一治君 理事 今井 耕君
- 理事 澁谷雄太郎君 田中 啓一君
- 降旗 徳彌君 山口六郎次君
- 川崎 秀二君 長谷川四郎君

出席國務大臣

- 電氣通信大臣 小澤佐重喜君
- 出席府委員
- 電波監理長官 綱島 毅君
- 委員外の出席者
- 電氣通信事務官 榎 勉君
- 専門員 吉田 弘苗君

四月七日

委員池田正之輔君、井上信貴君、山口喜久一郎君及び福田繁芳君辭任につき、その補欠として澁谷雄太郎君、田中啓一君、山口六郎次君及び長谷川四郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月六日

田島町から鬼怒川を経て今市町に至る間に電話架設の請願(菅家喜六君)(紹介第二二七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

電波法案(内閣提出第五号) 放送法案(内閣提出第六号)

第一類第十四号 電氣通信委員會會議録第十二号 昭和二十五年四月七日

電波監理委員會設置法案(内閣提出第七号)

○辻委員長 これより電氣通信委員會を開会いたします。

電波法案、放送法案及び電波監理委員會設置法案の三案を、一括議題といたします。前会において三案に對する質疑は終了いたしましたのであります。賀疑は終了いたしましたのであります。が、先ほど高橋三郎君より、電波法案並びに放送法案に對する修正案が提出いたされております。この際修正案の趣旨について説明を求めます。高橋三郎君。

○高橋委員 ただいま議題となりました電波法案及び放送法案に對する修正案に關し、その提案の趣旨並びに内容の御説明を申し上げます。

本委員会におきましては、昨年十二月二十二日及び二十三日、電波法案、放送法案及び電波監理委員會設置法案の付託を受けまして以来、これら三法案が、わが国の電波行政及び放送事業の將來を左右すべき重要案件たるにかながみまして、十数回にわたる會議を開いて、政府との質疑応答を重ねました。電波監理委員會設置法案につきは、内閣委員會と、放送法案につきは文部委員會と連合審査を行い、さらに二月

上旬、放送法案に關して二日間、他の二法案に關して一日間の公聽會を開催、三十一名に上る公聽人から意見を徴し、その他の國會に寄せられた諸願、陳情、意見書はもとより、新聞その他に現われた世評、輿論も、入手し得るものはことごとくこれを考慮

の中に加えて、慎重審議に當り、ようやく本月四日に至つて、法案に對する質疑を終了したのであります。この約三箇月に及ぶ検討の結果、委員多數の意見といたしまして、電波法案、放送法案の二案につきましては、政府原案はその大部分はこれを適切妥當と認めますが、なお若干の点に對して修正を必要とするとの結論に達したのであります。よつてこれら委員相はかりまして、両法案に對する修正案を作成し、電波法案については自由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び農民協同党の、また放送法案については自由党、民主党、国民協同党及び農民協同党の各党共同提案として、本日ここに本案を提出いたしました次第であります。以下右修正案の内容に關し、概略を御説明申し上げます。

まず放送法案に對する修正案は、本則二十二箇條、附則五項にわたる修正であります。その中、主として立法技術上の理由によるものを除き、重要な修正点のみについて申し上げます。第四條第一項は、訂正放送に關する規定であります。原案によれば、放送事業者が真実でない事項の放送をした場合、その事項に關する本人または直接關係人から請求があれば、事業者は請求を受けた日から二日以内に、訂正取消しの放送をするか、または本人等に弁明の放送をさせなければならぬことになつてゐるのであります。この規定は、実行上種々の障害を惹起するおそれがありますので、修正案にお

きまして、訂正の請求は、権利の侵害を受けた場合に限ること、請求の期間を放送のあつた日から二週間以内とする、請求を受けた事業者は遅滞なくその放送の真偽につき調査すること、調査の結果真実でないことが判明したときは、その日から二日以内に訂正取消しの放送をすること、本人等の弁明放送は認めないことの五點にわたる修正を加えたのであります。

第九條は、日本放送協会の業務に關する規定であります。修正案は、第一項第四号の協会の研究活動の範圍を擴張して、放送番組に關するものを加へ、第二項第四、五、六の各号と第五項に關し、協会の業務範圍を明確にいたしました。第十六條第一項につきましても、放送と教育との密接な關係にかながみまして、経営委員會委員選任の基礎分野に、文化、科学、産業と並んで教育を加へることとしたのであります。

第三十二條第二項は、協会が徴収する受信料は、月額三十五円とする旨の規定であります。この金額は現行のものをもつて踏襲したにすぎませんので、原案に盛り込まれてゐる受信料法定の趣旨を損なうため、修正案におきまして、この規定を削除し、新たに第三十七條に一項を追加して、受信料の月額は国会が同條の規定により、協会の收支予算を承認することによつてこれを定める旨を規定するとともに、附則に一項を設け、国会が受信料の額を定めるまでは、その月額を三十五円とする旨の経過規定を置くことにいたしました。

第四十四條は、協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第三項は、いわゆるラジオ・コードに相當する規定であります。諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事實を曲げないこと、意見を対立してゐる問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの四原則をもつて規律することが、最も適當であるとして、原案に對し所要の修正を施したのであります。

なおこれとともに放送事業は民間放送といへども、高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に對して要求されるこのラジオ・コードは、民間放送に對してもまた要求されるべきものであるとの見解に立つて、修正案は第五十二條の次に一條を設け、前述の四原則を一般放送事業者に準用することにいたしました。

第五十條に關する修正は、協会解散の場合、残余財産は國に帰属することとしたもので、第四十八條の規定による免稅の根拠を設けたものであります。

次に電波法案に對する修正案は、本則十六箇條、附則六項にわたつております。その多くは立法技術上の理由に基く修正でありますので、御説明を省略し、重要なもののみについて申し上げます。

第四十五條第三項は、無線従事者國

家試験の免除に関する規定であります
が修正案は免除の条件の緩和をはかる
とともに、場合によつては試験の全部
を免除することができるといふこと
し、第五十條第一項船舶無線電信局の
通信長の資格条件についても、実情に
かんがみ、若干緩和する修正を行つた
のであります

第七十一條は、電波監理委員会が公
益上の必要により、無線局の周波数ま
たは空中線電力の指定を変更する場合
の規定であります、原案によります
れば、この変更は、当該無線局の目的の
遂行に支障を及ぼさず、かつ無線設備
の変更を要しないか、軽微な変更にと
どまる場合に限りており、規定の運
用上支障を生ずることが予想されま
すので、修正案は所要の修正を加える
とともに、変更によつて生じた損失は国
が補償することとし、これに関する規
定を追加いたしました

第七十六條は、無線局の運用の停
止、制限及び免許の取消しに関する規
定であります、原案においては、こ
れらの処分をなす場合を電波法または
これに基づく命令、処分違反したとき
に限つておきますのを、放送法関係
の場合をも含めることに修正いたしま
した

その他第百十二條、第百十三條の刑
罰規定の一部の修正によりまして、刑
罰の軽減をはかり、附則に一項を加え
まして、電波法施行後三年間、特定の
近海区域においては、第二級無線通信
士が主任として国際通信に従事し得る
旨の経過規定を設ける等に修正を行
いました、附則第一項の施行期日
を、公布の日から起算して、三十日を
経過した日を改めたのであります

の施行期日の修正は、法案審議の状況
及び公布後の実施準備期間を考慮した
ものであります、放送法及び電波監
理委員会設置法の施行期日は、いづれ
も電波法施行期日と一致するようにな
つておりますことを、念のため申し
上げておきます

以上をもつて修正案の御説明を終り
ます
前にも申し述べましたごとく、この
修正案は、本委員会がこの重要法案付
託の使命にこたえ、あらゆる角度から
原案を精細に検討いたしました結果の
集積でありまして、これによつて誤り
を正し、足らざるを補ひ、原案をより
完璧なものにいたしましたものと信ずるの
であります、何とぞ全会一致御賛成
あらんことを希望して、私の説明を終
ります、(拍手)

○辻委員長 これより三法案及び各修
正案を一括して討論に付します、討論
の通告があります、これを許します
川崎秀二君

○川崎委員 私は民主黨を代表いたし
まして、ただいま委員会の審議の対象
になつております三法案に対しまし
て、その修正案に賛成をいたすもので
あります

電波法案並びに電波監理委員会設置
法案につきましては、すでに過去四歳
にわたつて行政府と関係方面との折衝
が行われておつたことも承知をいたし
ております、電波の民主化、電波
の発達のために、きわめて機密にし
て、民主的な法案ができましたこと
は、むしろ双手をあげて賛成をいたし
たいと思ひます、しかしながら運用に
面については、なお本案が成立いたし
ましてから後、十分改善を加えなけれ

ばならぬ点が多々あると思ひのであり
ます、これらにつきましては、明日日本
会議の討論の際に申し上げたいと思
ひます

最も重要な案件として、公聴会、委
員会等を通じて問題になりました放送
法案は、戦争中、あるいは戦前、日本
は言論の統制を一つの権力から受けて
おりました、これがために放送事業が
大きな制約をこうむつたことは、御承
知の通りであります、また事業そのも
のといつても、独占事業の形態
を帯びておりました関係で、今日まで
国民が当然享受すべき電波を通じての
幸福といふことについて、非常に他國
民に比してハンディキャップをつけら
れていた、非常に不利な立場にあつた
ことを、この際において是正すること
は、固期的な法案であると思ひのであ
ります、内容についてはなお不満な点
があります、たとえば共同修正案とし
て、各党が関係方面に折衝しましたる
第三十二條、第三十七條ないし第四十
一條の問題、さらには第四十二條、第
四十七條等の諸問題につきましては、
なお不満の点が多々あるのでありま
す、これらの問題についても、明日日本
会議の討論の際に申し上げることとい
ひまして、本日は、放送法案が固期
的な法案として立案され、ともかく
にも公共企業体に日本放送協会の改組
されて、公共事業としての面目を確立
するようになるための一歩を踏み出す
法案ができ、一方におきまして民間放
送事業の誕生いたしますことは、放送
の非常な躍進であると考えるのであり
まして、民主黨はこの意味をもちまし
て、本案に賛成するものであります、
簡單であります、賛成の意思を申

し述べた次第であります、(拍手)
○辻委員長 次は江崎一治君

○江崎(二)委員 ただいま議題となつ
ておりますところの、電波関係三法案
に關しましては、それらの審議過程に
おきまして、微に入り細にわたつて共
産黨の態度を明確にしております、
で、本日はきわめて簡単に要旨をま
めまして、それら三法案並びに修正
案に対して、反対の意見を表示したい
と思ひ次第であります

今日つくづく感じましたことは、歴
代の悪党内閣、並びにそのもとにおけ
るところの訓練された官僚どもは、人
民大衆のために闘うことは腰抜けであ
りますが、立法技術にかけつては、ま
たく驚くべき手腕を持つており、その
内容はきわめて悪辣であるということ
であります

まず放送法案については、政府は長
期間にわたつて、民間放送の開始
と放送民主化を看板に、盛んに宣伝し
て来て参つたのであります、今日そ
の内容を見ますと、まづたたくその宣伝
とは正反對であります、一に日本放
送協会の拡充強化以外には、何ものも
ないありさまであります、すなわち協
会に對しましては、第一番に、聴取料
の法的確認である、それから第二に
は、三十億の放送債券の発行の権限を
付與すること、第三番目には、土地收
用法の適用、第四には、所得税、法人
税の免除、第五には、中波における
周波数の実質的独占等によりまして、
突に驚嘆すべき保護政策がとられて
いるのであります、これでは羊頭を
掲げて狗肉を売ると申しましたやうか、
民間放送の経営は、採算をまつたく度
外視してやる、きわめて特殊なもので

外は、一切手が出せないということ
になりまして、放送の民主化どころ
か、その反對に、一定の意図を持つ
た支配階級の占有物となることは、火
を見るよりも明らかであります、火
かのごとき民間放送は、共産黨は反
對するのであります、また本法案の第
四十一條、すなわち協会の会計を會計
検査院が検査するという規定をめぐつ
て、本法案の立案過程におきまして
も、また現在におきましても、はなは
だ不明朗なうわさを聞くのでありま
す、また本法案の附則第三項には、新
協会の会長は、旧協会の役員または職
員のうちから指名すると規定してお
るのでありますけれども、こんな條項は
まづたたく無用の長物であるばかりで
なく、社団法人日本放送協会の顔役と、
悪官僚とのやみ取引を思はせるものが
あるのであります、従ひまして、新し
く誕生する日本放送協会は、公共の福
祉に適合するどころか、その経営委員
会のロボット化とともに、将来百鬼夜
行の醜態を天下にさらすのではないか
との懸念を持つものであります

電波法に基きまして、電波行政は、
国家行政組織法によつて設置された電
波監理委員会によつて施行せられるの
であります、この民主的合議体と宣
伝する委員会行政に、詐術の根源があ
るのであります、民主主義の模範とい
ふものに國際的独占資本の決定的支配
が、この委員会の中に確立されてい
るのであります、しかも電波監理委員
会は行政機関であるとともに、準立法
機関としての権限をあわせ持つてお
りますので、実質的に國民大衆にきわめ
て重要な事柄が、委員会規則でしど
し制定されることになるわけでありま

す。今後電波行政に關しては、そのいふわけで、まづたい思ひ半ばに過ぎるものがあると思ふのであります。民間放送を含むすべての無線局の免許の権限、無線局に対する周波数の割當の権限、並びに無線従事者に対する資格免許に關する権限は、一にかかつて電波監理委員會に屬してゐるのであります。電波法案の各條文を逐條検討してみますと、無線従事者に対する規定は、まず「苛酷」となり、支配階級にとつて好ましくない労働者は、本法案の第四十五條を引用いたしまして、合理的に失職せしめる仕組みができてゐるのであります。資本家階級に対してはこれと正反對に、彼らの利益を擁護することにはきわめて忠実でありまして、現行法ではすべての船舶が非常通信装置を持たなければならぬことになつておりますが、本法案の第三十四條においては、義務船だけにとめてゐるのであります。わが國は戦争以前からずつと世界有数の海難國として知られております上に、戦後わが國の保有する船舶は、ドラムカンのような老朽戰艦船であります。このような現状をまづたく無視して、資本家の経費を軽減するために、海員労働者の生命の安全を犠牲にするがごときことは、まづたく天にも許さざる暴挙と言わなければならぬのであります。現在警察が、強盗や町の暴力団を檢挙することは第二義的に考え、失業者が職を求めるために、職業安定所に殺到し、労働者が首切りに反對してデモンストレーションをやると、警察は今やこれを暴動と規定して、第一義的に取上げ、これを彈圧するようになったのであります。電波法の七十四條におきまし

て「暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」云々の條項によつて、電波監理委員會は全國の無線通信網を、軍事的警察組織に編入することができるのであります。何とこれは恐ろしいことではないかと感ずるのであります。さらに恐るべきことは、愛知県に依佐美送信所といふのがありますが、こゝは大戦中、旧日本海軍が全太平洋水域の日本潜水艦に指令を送つておつた、きわめて周波数の低い特殊の無線設備が、あります。日本はすでに軍艦はもろろのこと、遠洋航路に就航する商船もないのに、最近この設備の補修に大わらわであるといふのであります。一体これは何のために使用するのか、まづたくな身の毛がよだつ感じがするのであります。日本はいまだ連合國と講和會議を開いておらないので、國際會議に出席する権限はないはずであります。政府は最高司令部の好意によるものと稱しまして、數回にわたつて國際會議に出席してゐるのであります。電波關係におきましては、周波数の割當に關する國際會議に出席し、むしろ身分不相応とも思われる程度の広範圍の割當を得たのであります。この國の財産ともいふべき周波数がいかに使用されておるかといふと、軍事的性格の濃厚な警察無線局におきまして、きわめて豊富な割當を行ひ、特にF式無線通信のごとき高性能の通信方式は、経費を度外視して設備する等、まさに戦争前夜の様子を呈して來たのであります。これとまづたく反對に漁業無線等産業部面に対しては、きわめて僅少な周波数と通信時間とを與えるにすぎず、漁業船舶局のごときは、一回に所要交信時

間はたか／＼十數秒にすぎず、最近日本近海の不漁に對し、無線通信の不如意は、まづたく致命的様相となりつつあるのであります。日本のために割當てられた周波数が、かかる実情にあることは、日本民族にとつて真に憂うべき事態と相なつたわけでありまして。最後にもう一つ重要なことは、これら電波關係三法案が法制化されるということにかかわらず、吉田内閣の根性をまる出しにして、すでにやうたいことは遠慮なく実行してゐることでありまして。今回の三法案の提出は、彼らのそれらの行為を合法化し、かつそれに民衆的裝飾を與える手段にすぎないのであります。わが日本共産黨は、かかる意圖のもとに仕組まれた電波關係三法案に對しまして、絶対に反對の意を表明するものであります。

○辻委員長 次は今井耕君。

○今井委員 私は國民協同黨を代表いたします。ただいま議題となつております放送法案は電波關係三法案に部分については、修正案及び修正を除いた部分については、原案につきまして賛成の意を表するものであります。これら三法案が、電波の公平かつ能率的な利用を確保し、これが公共の福祉を増進し、かつ健全なる発達をはかることを目的としております。私はこゝういふ見地に立ちまして、賛意を表するものであります。しかし一面放送が真に國民のものであるためには、その自由と獨立を保障し、いかなる権力もまたは圧力によつても拘束を受けないといふことが、非常に必要なことであるといふことが、面から考へますと、新しくできるところの公共放送といふものが、あまりに多數の國家機關の監督、指導あるいは統制を受けるということになつておられます。何となく意に滿たないものがあるのではありませんが、また一方、公共放送が真に公共性を發揮し得るよう、各種の特権が與えられておるという關係から考へてみますと、簡単にあまり自由にするのができなないことも當然であります。このよゝうな見地からいたしまして、放送事業が一体どういふ形態が最も平和的であり、また民主的であるかといふことは、非常にむづかしい問題であります。これを世界の實情に見まして、また実に種々さまざまでありまして、また放送のほんとうの理想的な形態といふものは存立しない。こゝういふやうなふりにも考へられるのであります。こゝういふ現状下でありますから、一応今日の段階におきましては、本修正の程度でこれを實施いたしまして、その結果を見まして、また必要に応じてこれを改正するといふことが適當であると考へておるのであります。

次に本法案におきまして、特に重大なる使命を持つものは、いわゆる電波監理委員會あるいは経営委員會といふものであります。本法案が真に國民の期待に沿ひ得るやいなやといふことは、一にかかつてこの委員會の活動いかんにあると申してもよろしいのであります。従ひましてこれが委員の人の選任といふことにつきましては、電波に對する國民の眞の奉仕者として、慎重な上にも慎重を期せられたといふことを、強く希望する次第であります。なおまた民間放送につきましては、法文があり簡單であります。これに對する保護といふやうなものも設けられておらない。そこではたして健全な

る発達か期し得るやいなやということについても、はなはだ疑問に感ずる点があるのではありませんが、この点につきましては、今後の實情を見て善処されるよう希望しておきます。その他問題になる点は非常にたくさんあるのではありませんが、すでに今日までにおきまして、議論も盡されておると思ふのであります。結論的に考へまして、電波關係三法案は、今までもたゞくさん意見が開陳されましたように、相當今後多くの問題が残されておると思へておるのであります。しかしまた一面これが運用のいかんによりまして、これが杞慮に終る部面も非常に多いと考へるのであります。従ひまして今後實際の運用につきまして、真に國民の期待に沿ひ得るやうに、格段の研究と努力を強く希望する次第であります。以上簡單であります。所見の一端を申し上げ、本修正案及び修正以外の部分につきましては、原案に賛成をする次第であります。

○中村委員 次は中村純一君。

○中村委員 私はただいま議題となつた電波法案及び放送法案に對する修正案、両案の修正部分を除く原案並びに電波監理委員會設置法案に關しまして、自由黨を代表して賛成の意見を申し上げたいと思ふのであります。

御承知のように電波の利用に關する科學技術の進歩は、最近特に目ざましいものがあるのでございまして、さきの戦争の場合におきましては、各種の電波兵器のやうなものが現れまして、これが重大なる役割を演じたこと

すが、一面また国家社会の日常生活におきまします政治、経済、文化の面におきましても、この電波利用の領域はますます開拓せられ、今日では電波はわれわれの日常生活と切り離し得ない身近なものとなつておりますことは、申し上げるまでもないところでございます。しかるにわが国におきましますこの電波関係を規律する法律というものは、大正初期にかかります無線電信法が存するばかりでありまして、この旧時代の法律をもつてしまつては、とうてい今日の進歩した電波技術並びに電波利用の関係を規律することは、不可能なものと存するのであります。すなわち、すみやかに新しい時代に即応して、世界の進運に立遅れないところの理想と目標を持つた、新しい立法が行われなければならないということは、わが国の朝野を通じて多年の要望であつたのでございまして、ここに時を得まして、この関係三法案が国会に提出を見るに至りましたことは、まことに時宜を得たものと存するものでございまして、しかして私どもはこの三法案を通過してみますのに、ここに多くのきわめて進歩的な、画期的な特色を発見いたすものでございまして、

次にその第二といつたしまして、国民の電波であるという基本的な概念からいたしまして出て来ました最大の現象は、これまた国民多年の要望でありましたいわゆる民間放送の実現というところでございまして、これによりましてわが国の放送開始以来、日本放送協会によりますところの独占は打破せられ、自由開闢なる民間放送の分野が開けて参りましたことは、国民文化の見地から見まして、まことに喜びにたえないものであります。これと同時に、従来わが国の放送電波を独占しておつたところの日本放送協会は、單なる一社団法人の事業であつたのであります。またその監督に關しましては、一行政官庁の單なる認可指令書を通じて行われておつた。すなわち言いかえましますならば、国民の日常生活に深く広い關係を有しておりますところのこの独占的な大事業が、国民の目の十分に届かないところで、目の届きかねるやり方で、監督をせられておつたのであります。今回の改正によりまして、日本放送協会は特別の法律に基づくところの、眞の国民的、公共的な機關としての性格が確立せられ、またその業務運営は、最終的には国会を通じて、全國民とのつながりを持つた方法によつてやられるということが確立せられましたことは、きわめて民主的な改革であると思はざるを得ないものであります。

次にその第三といつたしまして、旧法におきましては、國民の權利義務に關する重要な事項は、きわめて大幅に命令に委任せられておつたのであります。新しいこれらの法律におきましては、これをことごとく法律でもつて定めることといたしたのであります。定めて、これまた新憲法下における當然の事柄であると思ふのであります。次にその第四といつたしまして、新しい法律におきまして、もちろんまだ行政命令をもつて定める範圍もあるものでありますけれども、その行政命令の制定改廃にあたりまして、あるいはまたこれに基く行政処分をとり行うにあたりまして、異議の申立て等がありました場合には、異議の申立て等がありました場合には、原則としてこれを利害關係者の聽聞を開いて、これを定めることといたしております。これは、これまた他に多くの類例を見ないものであります。またその第五といつたしまして、この國民の權利義務をあくまで尊重するといふ建前をさらに徹底いたしまして、従来電波行政に關する所官庁が、電氣通信省といふ、一面において事業者であるところの性格を持つております官庁に屬しておりましたのを、分離独立せしめまして、国会の承認を得て任命せらるる委員による、最も公平なる行政を確保せんといつた点であります。

以上の諸点が、この三法案を通じての基本的な構想であるのであります。その方向がきわめて民主的であり、進歩的である。またこの法案の持つておりますところの輪郭が、今後無限の發展面を持つところの電波の特性を考慮した幅の広いものであるといふ点において、十分の賛意を表するにやぶさかでないものであります。しかしながらこれらの三法案は、その關連し影響するところがきわめて広いものであります。ために、各法案に對する内容に關しましては、各界各層から、あらゆる角度からの批判や意見がきわめて多数に上りましたことは、もとより當然なことなのであります。本委員会におきましては、これらの各種の批判、意見を十分に參照して、慎重なる検討が行われた次第なのでございます。

その結果といつたしまして、先ほどわが党の高塩委員より趣旨弁明のございましたことと修正が提案せられておりました次第なのでございますが、その修正の意圖いたしておりますところは、電波法案に關しましては、主として無線通信士の地位の保全向上に關するものであります。われわれは、これはまことに適當であると考えたものであります。また放送法案に關しましては、こゝに適當であるとして第一に、日本放送協会に關して、その業務の運用上生ずる可能性のあるところの他の關係事業との間の、あるいは放送聴取者との間のトラブルを、未然に防ごうとする趣旨のものであり、第二には、日本放送協会と民間放送とを問はず、いやしくも放送が社会的な公共性を有するものである以上は、放送として當然守られなければならないところの道徳的、社会的な基準に關するものでありまして、これまた適當であると考えたものでございまして、またその第三には、民間放送の業務の運用を、少しでも容易にしようとする趣旨の修正でございます。以上いづれも適當なる修正であると思はるものでございまして、私はこれらの法案が画期的なものであり、電波行政上新局面を展開するものでありますだけに、この際これら法案の運用上、關しまして、次のこと

き二、三の重要な希望を申し述べんとするものでございまして、すなわちその一つは、電波監理委員會設置法に關しまして、電波行政運用の適否は、國民利便に至る大に關係がありましますゆゑに、また國際條約に基くところの世界的な關連がありましますゆゑに、委員の選任にあたりましては、広汎な視野に立つ有能の士を選ぶとともに、委員會の行政執行にあたりましては、内閣及び各省との間に、常に緊密な連絡を保持すべきであるといふこととでございます。

その二は、電波法に關しまして、電波利用の技術及び設備は、眞に日進月歩の勢いにあるものであります。ゆゑに、將來新しい技術や設備の實用化がされるに伴ひまして、遲滞なく必要な改正を行い、もつて常に法律の新しい科学的な生命を保持するに努めること、及び本法すなわち電波法に規定いたします各種免許の手續、諸手数料及び罰則は、いづれもその最高限を規定したものであります。電波利用上の形態及び違反の情狀に關しましては、大小輕重百般の場合を含むものであります。ゆゑに、各法律上の運用に關しましては、十分実情に即するよう措置せられたいこととであります。

その三といつたしまして、放送法案に關しましては、日本放送協会の業務の運用上、他の新聞、通信社、あるいは受信機修理業者の業務範圍に抵触し、またはこれを圧迫するがごときことのないよう、措置せられたいこととあります。また協会の経営委員會委員選任にあつては、法律所定の條件を具備すべきはもちろんであります。更に、有能識識の士を選びまして、もつて同

委員会の機能が十分發揮できるように措置せられたこととあります。

いま一つは、この法律によりまして、協会が真の国民的、公共的性格を確立せられ、またその運営に關しまして、国会を通じて国民的な參與がでることになりましたことの事理の当然でありますことは、さきに申し述べた通りであります。

同時に放送事業の運営は日々生起し、変化するところの社会事業と、常に緊密なる関連を持つべき運営されなければならない。すなわちきわめて機動的に運営せられなければならないところの基本的性格を持つものであります。

放送法の運用の中心は、この協会の持つところの公共的性格と、また機動的な性格との調和点をどこに求めるかということが、本法運用の骨子であると考えらるものであります。

これらの点に關しまして、政府が監督するにあたりまして、また国会における諸案件の審査等におきまして、重点的な、概括的な内容によることにいたしまして、そうして煩瑣な官僚的統制の弊に陥ることを、絶対に避けたいと考へるべきであります。

次に、民間放送の育成に意を用い、特に協会の事業との間の調整、相互協力に留意して、もつて平衡のとれた放送事業の発達を見るように措置せられたこととあります。

最後に、この三法案全部を通じての根本問題であります、電波に關する學問とその応用面は、わが国が世界的に最も立ち遅れておる分野でありますこと、及びこれらのものの発達、平和にして文化的なる国民生活の向上に至大の關係のあることを十分に認識し

まして、政府官僚の唯我独尊に陥ることなく、国民とともにこの新分野の開拓発展に努力をして行くという見地に於いて、これらの關係法案が運用せられることを切望いたします。

以上の要望を付しまして、私はこの三法案に賛成の意を表明し、すみやかにこれが実施を見んことを希望いたします。

○社委員長 受田新吉君。
私は日本社会党を代表いたしまして、ここに提出されております電波法並びに電波監理委員会設置法並びに放送法案のうちにおいて、電波法修正案及びその修正部分を除く原案並びに電波監理委員会設置法案に賛成し、放送法案の修正案並びに放送法案の修正部分を除く原案に反対の意思表示をするものであります。

私は、多年この電波の行政に關する基本法律の要望を續けておつたのであります。幸いにここに画期的な電波法が規整されまして、電波一般の有効かつ能率的な利用を確保するといふ面を、直接の規整の対象とするという根本法が生れることに對しては、全幅の賛意を表するものであります。

そしてこの原案においてわれ／＼が憂慮しておりましたところの、例の無線従事者の資格、その他免許の期間等に、いささか緩和の道がないものかと考へた結果、その修正案においてこの部分の救済が相当程度なされた点において、電波法案に對するわれ／＼の要望が、この修正案によつて救われたという立場から、この修正案に對して賛意を表し、同時に、修正部分を除く原案に對して、賛意を表するものであります。

なほ最初電波法案の中に一部として規定されておりました電波監理委員会の規定が、ここに獨立して、電波監理委員会設置法案として生れたことに對しても、賛意を表するものであります。

特にこの委員会がきわめて自主的に法律に規定してありますこと、委員は公共の利益に關して公正な判断をすることができ、広い知識並びに經驗を有する者のうちからと書かれてあります。この点が事実上の問題として適當に活用されるときには、必ずや電波監理委員会の使命達成に遺憾なきことを信じておりました。この点特に委員の選考にあたりまして、ここに掲げられたるごとき人物の選出がなされることと要望いたしまして、この発展を念願する次第であります。

最後に放送法案につきましては、わが党は、当初より放送の民主化、特に放送の公共性とか、あるいはその自主性とかいふものを、放送の社会化の立場から念願して来たのであります。したが、放送法案としてここに画期的な誕生を見たことに對して、実は非常な喜びを感じておつたのであります。

ところが政府提出の法律案には、われ／＼が念願するせつかくの放送の公共性、あるいはその自由性を阻害するところがある規定が掲げられておつたのであります。この点について掲げますならば、特に三十七條に掲げられてありますところの電波監理委員会が意見を付し検討を加えたものを、内閣を経て国会へまわすという例の收支予算、事業計画、資金計画のごときものが、電波監理委員会をあまりにも簡単に素通りして、国会でその承認を得るというよ

うな規定が掲げられてあること、及び會計検査院がタッチすること、あるいは三十二條に掲げてありますところの受信契約のうちの聴取料が、法制化されておるといふような点については、われ／＼としては、放送法案の主目的でありますところの放送の自主性、自由性、公共性を阻害する。特に國家の大きな権限をもつてゆだんをするところの走狗となり、官僚の走狗となるといふおそれのある公共企業体である協会の誕生するという危険も包蔵される立場において、この点を非常に憂慮し、その後提出されました修正案において、でき得べくんばこの点について根本的な修正を試みたいと非常な努力を續けて来たのであります。その後公聴会そのほか各層の意見などを真剣にわれ／＼検討を加えて、かくありたき修正案の提出を試みたのであります。

その修正案には明らかに以上申し上げましたところの三重要点があげられまして、これが修正を試みたのであります。遂にここに掲げられたところの修正案においては、その主要なる点の容認がされなかつたのであります。私たちは今文化國家として立ち上がるうとする強い意欲を持つておる平和國家の日本の姿をまのあたりに見ようとしております。しかるにこの放送法案が今掲げましたとき修正点に努力が拂われなかつたならば、あるいはある軍國主義のごとき恐るべき結果が内蔵されるのではないかという不安ささめ、抱かざるを得ない点があるものであります。何となれば、特に官僚の統制、國家機關の強力なるある特定の力が放送の上に及んで、せつかくの放送の自由性がそこなわれ、あるいは國民全部のための公共の福祉をはかるといふ、放送の公共性がそこなわれるおそれがあります。軍國時代に、NHKが軍部の意図のままに動いておつたような結果が、あるいは今後さらに官僚、國家權力というやうなものによつて動かされるのではないか。この点が実に憂慮にたえないのであります。これにわががましまして私たちは、でき得べくんば日本の津々浦々に至るまで、いかに山間僻地、島といえども、この文化性高き放送が喜んで聴取せられて、國民文化の基準がうんと高まり、よつてもつて世界に堂々たる文化國家として誕生することを心より念願しながら、その輝やかき門出にあつて、放送法案のこの一点に不安を持つことをまことに憂うるものであります。

なほ最初電波法案の中に一部として規定されておりました電波監理委員会の規定が、ここに獨立して、電波監理委員会設置法案として生れたことに對しても、賛意を表するものであります。

特にこの委員会がきわめて自主的に法律に規定してありますこと、委員は公共の利益に關して公正な判断をすることができ、広い知識並びに經驗を有する者のうちからと書かれてあります。この点が事実上の問題として適當に活用されるときには、必ずや電波監理委員会の使命達成に遺憾なきことを信じておりました。この点特に委員の選考にあたりまして、ここに掲げられたるごとき人物の選出がなされることと要望いたしまして、この発展を念願する次第であります。

最後に放送法案につきましては、わが党は、当初より放送の民主化、特に放送の公共性とか、あるいはその自主性とかいふものを、放送の社会化の立場から念願して来たのであります。したが、放送法案としてここに画期的な誕生を見たことに對して、実は非常な喜びを感じておつたのであります。

ところが政府提出の法律案には、われ／＼が念願するせつかくの放送の公共性、あるいはその自由性を阻害するところがある規定が掲げられておつたのであります。この点について掲げますならば、特に三十七條に掲げられてありますところの電波監理委員会が意見を付し検討を加えたものを、内閣を経て国会へまわすという例の收支予算、事業計画、資金計画のごときものが、電波監理委員会をあまりにも簡単に素通りして、国会でその承認を得るというよ

うな規定が掲げられてあること、及び會計検査院がタッチすること、あるいは三十二條に掲げてありますところの受信契約のうちの聴取料が、法制化されておるといふような点については、われ／＼としては、放送法案の主目的でありますところの放送の自主性、自由性、公共性を阻害する。特に國家の大きな権限をもつてゆだんをするところの走狗となり、官僚の走狗となるといふおそれのある公共企業体である協会の誕生するという危険も包蔵される立場において、この点を非常に憂慮し、その後提出されました修正案において、でき得べくんばこの点について根本的な修正を試みたいと非常な努力を續けて来たのであります。その後公聴会そのほか各層の意見などを真剣にわれ／＼検討を加えて、かくありたき修正案の提出を試みたのであります。

その修正案には明らかに以上申し上げましたところの三重要点があげられまして、これが修正を試みたのであります。遂にここに掲げられたところの修正案においては、その主要なる点の容認がされなかつたのであります。私たちは今文化國家として立ち上がるうとする強い意欲を持つておる平和國家の日本の姿をまのあたりに見ようとしております。しかるにこの放送法案が今掲げましたとき修正点に努力が拂われなかつたならば、あるいはある軍國主義のごとき恐るべき結果が内蔵されるのではないかという不安ささめ、抱かざるを得ない点があるものであります。何となれば、特に官僚の統制、國家機關の強力なるある特定の力が放送の上に及んで、せつかくの放

送の自由性がそこなわれ、あるいは國民全部のための公共の福祉をはかるといふ、放送の公共性がそこなわれるおそれがあります。軍國時代に、NHKが軍部の意図のままに動いておつたような結果が、あるいは今後さらに官僚、國家權力というやうなものによつて動かされるのではないか。この点が実に憂慮にたえないのであります。これにわががましまして私たちは、でき得べくんば日本の津々浦々に至るまで、いかに山間僻地、島といえども、この文化性高き放送が喜んで聴取せられて、國民文化の基準がうんと高まり、よつてもつて世界に堂々たる文化國家として誕生することを心より念願しながら、その輝やかき門出にあつて、放送法案のこの一点に不安を持つことをまことに憂うるものであります。

なほ最初電波法案の中に一部として規定されておりました電波監理委員会の規定が、ここに獨立して、電波監理委員会設置法案として生れたことに對しても、賛意を表するものであります。

特にこの委員会がきわめて自主的に法律に規定してありますこと、委員は公共の利益に關して公正な判断をすることができ、広い知識並びに經驗を有する者のうちからと書かれてあります。この点が事実上の問題として適當に活用されるときには、必ずや電波監理委員会の使命達成に遺憾なきことを信じておりました。この点特に委員の選考にあたりまして、ここに掲げられたるごとき人物の選出がなされることと要望いたしまして、この発展を念願する次第であります。

最後に放送法案につきましては、わが党は、当初より放送の民主化、特に放送の公共性とか、あるいはその自主性とかいふものを、放送の社会化の立場から念願して来たのであります。したが、放送法案としてここに画期的な誕生を見たことに對して、実は非常な喜びを感じておつたのであります。

ところが政府提出の法律案には、われ／＼が念願するせつかくの放送の公共性、あるいはその自由性を阻害するところがある規定が掲げられておつたのであります。この点について掲げますならば、特に三十七條に掲げられてありますところの電波監理委員会が意見を付し検討を加えたものを、内閣を経て国会へまわすという例の收支予算、事業計画、資金計画のごときものが、電波監理委員会をあまりにも簡単に素通りして、国会でその承認を得るというよ

うな規定が掲げられてあること、及び會計検査院がタッチすること、あるいは三十二條に掲げてありますところの受信契約のうちの聴取料が、法制化されておるといふような点については、われ／＼としては、放送法案の主目的でありますところの放送の自主性、自由性、公共性を阻害する。特に國家の大きな権限をもつてゆだんをするところの走狗となり、官僚の走狗となるといふおそれのある公共企業体である協会の誕生するという危険も包蔵される立場において、この点を非常に憂慮し、その後提出されました修正案において、でき得べくんばこの点について根本的な修正を試みたいと非常な努力を續けて来たのであります。その後公聴会そのほか各層の意見などを真剣にわれ／＼検討を加えて、かくありたき修正案の提出を試みたのであります。

その修正案には明らかに以上申し上げましたところの三重要点があげられまして、これが修正を試みたのであります。遂にここに掲げられたところの修正案においては、その主要なる点の容認がされなかつたのであります。私たちは今文化國家として立ち上がるうとする強い意欲を持つておる平和國家の日本の姿をまのあたりに見ようとしております。しかるにこの放送法案が今掲げましたとき修正点に努力が拂われなかつたならば、あるいはある軍國主義のごとき恐るべき結果が内蔵されるのではないかという不安ささめ、抱かざるを得ない点があるものであります。何となれば、特に官僚の統制、國家機關の強力なるある特定の力が放送の上に及んで、せつかくの放

送の自由性がそこなわれ、あるいは國民全部のための公共の福祉をはかるといふ、放送の公共性がそこなわれるおそれがあります。軍國時代に、NHKが軍部の意図のままに動いておつたような結果が、あるいは今後さらに官僚、國家權力というやうなものによつて動かされるのではないか。この点が実に憂慮にたえないのであります。これにわががましまして私たちは、でき得べくんば日本の津々浦々に至るまで、いかに山間僻地、島といえども、この文化性高き放送が喜んで聴取せられて、國民文化の基準がうんと高まり、よつてもつて世界に堂々たる文化國家として誕生することを心より念願しながら、その輝やかき門出にあつて、放送法案のこの一点に不安を持つことをまことに憂うるものであります。

なほ最初電波法案の中に一部として規定されておりました電波監理委員会の規定が、ここに獨立して、電波監理委員会設置法案として生れたことに對しても、賛意を表するものであります。

特にこの委員会がきわめて自主的に法律に規定してありますこと、委員は公共の利益に關して公正な判断をすることができ、広い知識並びに經驗を有する者のうちからと書かれてあります。この点が事実上の問題として適當に活用されるときには、必ずや電波監理委員会の使命達成に遺憾なきことを信じておりました。この点特に委員の選考にあたりまして、ここに掲げられたるごとき人物の選出がなされることと要望いたしまして、この発展を念願する次第であります。

最後に放送法案につきましては、わが党は、当初より放送の民主化、特に放送の公共性とか、あるいはその自主性とかいふものを、放送の社会化の立場から念願して来たのであります。したが、放送法案としてここに画期的な誕生を見たことに對して、実は非常な喜びを感じておつたのであります。

ところが政府提出の法律案には、われ／＼が念願するせつかくの放送の公共性、あるいはその自由性を阻害するところがある規定が掲げられておつたのであります。この点について掲げますならば、特に三十七條に掲げられてありますところの電波監理委員会が意見を付し検討を加えたものを、内閣を経て国会へまわすという例の收支予算、事業計画、資金計画のごときものが、電波監理委員会をあまりにも簡単に素通りして、国会でその承認を得るというよ

うな規定が掲げられてあること、及び會計検査院がタッチすること、あるいは三十二條に掲げてありますところの受信契約のうちの聴取料が、法制化されておるといふような点については、われ／＼としては、放送法案の主目的でありますところの放送の自主性、自由性、公共性を阻害する。特に國家の大きな権限をもつてゆだんをするところの走狗となり、官僚の走狗となるといふおそれのある公共企業体である協会の誕生するという危険も包蔵される立場において、この点を非常に憂慮し、その後提出されました修正案において、でき得べくんばこの点について根本的な修正を試みたいと非常な努力を續けて来たのであります。その後公聴会そのほか各層の意見などを真剣にわれ／＼検討を加えて、かくありたき修正案の提出を試みたのであります。

その修正案には明らかに以上申し上げましたところの三重要点があげられまして、これが修正を試みたのであります。遂にここに掲げられたところの修正案においては、その主要なる点の容認がされなかつたのであります。私たちは今文化國家として立ち上がるうとする強い意欲を持つておる平和國家の日本の姿をまのあたりに見ようとしております。しかるにこの放送法案が今掲げましたとき修正点に努力が拂われなかつたならば、あるいはある軍國主義のごとき恐るべき結果が内蔵されるのではないかという不安ささめ、抱かざるを得ない点があるものであります。何となれば、特に官僚の統制、國家機關の強力なるある特定の力が放送の上に及んで、せつかくの放

送の自由性がそこなわれ、あるいは國民全部のための公共の福祉をはかるといふ、放送の公共性がそこなわれるおそれがあります。軍國時代に、NHKが軍部の意図のままに動いておつたような結果が、あるいは今後さらに官僚、國家權力というやうなものによつて動かされるのではないか。この点が実に憂慮にたえないのであります。これにわががましまして私たちは、でき得べくんば日本の津々浦々に至るまで、いかに山間僻地、島といえども、この文化性高き放送が喜んで聴取せられて、國民文化の基準がうんと高まり、よつてもつて世界に堂々たる文化國家として誕生することを心より念願しながら、その輝やかき門出にあつて、放送法案のこの一点に不安を持つことをまことに憂うるものであります。

なほ最初電波法案の中に一部として規定されておりました電波監理委員会の規定が、ここに獨立して、電波監理委員会設置法案として生れたことに對しても、賛意を表するものであります。

得るに至らず、ここにわが党はその主張するところと相いれないこの三点に關して、遺憾ながら修正案に対しても反対せざるを得なかつたのであります。わけても修正案には、聴取料の規定を三十二條より脱出せしめて、附則に暫定措置として月額三十五円という規定を最後に掲げたのであります。この三十五円というものが、よしんば附則に掲げられたにせよ、国会においてこれをきめるといふことは、現にわれわれの国会が非常に多数の仕事を担当しておられまして、聴取料に対して十分検討を加える余裕もなく、国会の責任で決定するといふ点において、われわれの国会議員の權威をあるいは傷つけるおそれがあるのではないかと不安さへ持つのであります。この点につきましてはこの際十分検討を加えて、聴取料その他においても、少くとも国会がこれにタッチせざるように措置すべきであつたにもかかわらず、これが遂に修正案の最後において責を負うことになつたのであります。いろ／＼な点において協調を試み、でき得べくんば共同提案の修正案とすべく微力を盡して参つたのであります。遺憾ながら以上申しました重要点において、最後までその努力を傾倒したにもかかわらず、報いられたこととは、遺憾にたえない次第であります。われわれは今後日本の放送事業が、真の文化国家建設という立場から、きわめて発展するであらうことを祈り、特に民間放送においては、ただ單に商業放送、広告放送、もうけ主義というのみではなくして、もつと公共性をこれに含めて、よつてもつと放送が社会に十分貢献し、公共の福祉に役立つようにあるべきである

と思ひます。その意味からは、多数の民間放送会社ができることは、われわれとしては好ましくないという考えを持つております。わずかに二箇條にすぎない民間放送会社の規定ではあります。この点におきまして、民間放送会社の将来に、真の放送の民主化及び放送の自主性というものが含まれることを期待してやみません。また公共放送のNHKの放送におきまして、われわれは今申し上げました各種の点の實現を見るべき修正が、近くなされるであらうことを期待しております。ここに類かしく放送法案が法律となつて誕生しようといふこの機会に、これに遺憾ながら賛成し得ざる各種の点について意見を申し述べまして、でき得べくんばすみやかにこの放送法案が、われわれが念願するがごとき眞の文化国家の推進力たり得る、堂々たる公共性と自由性を尊重した法律として改められることを願ひ、われわれの意圖が實現することを期待いたします。私の反対討論にかゝる次第であります。

○辻委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま修正と決しました部分を除く政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて政府原案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

次に電波監理委員会設置法案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて政府原案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

次に電波監理委員会設置法案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました三案に關する委員会の報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○辻委員長 異議なしと認め、さよう決します。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時二十九分散會

〔參照〕
電波法案(内閣提出)に關する報告書
放送法案(内閣提出)に關する報告書
電波監理委員会設置法案(内閣提出)に關する報告書